

議案第 85 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 20 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 58 年板橋区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)区営駐車場の当日利用の部自転車の項中「100 円」を「150 円」に改め、同表(2)区営駐車場の時間利用の部備考を次のように改める。

備考

使用料は、利用承認の時から規則で定める各区営駐車場の時間利用の単位ごとに徴収する。ただし、利用承認の時から 2 時間を経過するまでは無料とする。

別表第 2 (3)区営駐車場の定期利用（区内利用者）の部中

「

2,000 円	1,500 円	1,000 円
5,600 円	4,200 円	2,700 円
10,400 円	7,800 円	5,000 円
		4,000 円
		11,200 円
		20,800 円
		6,000 円
		16,800 円

を

31,200 円

」

「

2,200 円	1,700 円	1,100 円
6,600 円	5,100 円	3,300 円
13,200 円	10,200 円	6,600 円
		4,400 円
		13,200 円
		26,400 円
		6,600 円
		19,800 円
		39,600 円

に

」

改め、同表(4)区営駐車場の定期利用（区外利用者）の部中

「

2,600 円	2,000 円	1,300 円
7,300 円	5,500 円	3,500 円
13,500 円	10,100 円	6,500 円
		5,200 円
		14,600 円
		27,000 円
		7,800 円
		21,800 円
		40,600 円

を

」

「

2,800 円	2,100 円	1,400 円
8,400 円	6,300 円	4,200 円

16,800 円	12,600 円	8,400 円
		5,500 円
		16,500 円
		33,000 円
		8,300 円
		24,900 円
		49,800 円

に

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、別表第2(1)区営駐車場の当日利用の部自転車の項の改正規定及び同表(2)区営駐車場の時間利用の部備考の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2(3)区営駐車場の定期利用（区内利用者）の部及び(4)区営駐車場の定期利用（区外利用者）の部の規定は、令和7年4月以後の月を利用開始月とする定期利用について適用し、同月前の月を利用開始月とする定期利用については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額及び利用料金の上限額を改定し、区営駐車場の時間利用について無料で利用できる時間の取扱いを改める必要がある。